

中国「台湾同胞投資企業協会」 設立の許可とその戦略目的

顔 萬 進

目次

- 1 はじめに通商による平和攻勢への転換
- 2 中国における「台資企業協会」成立の背景とその実態
 - (1) 台湾企業の対中投資の増加による需要
 - (2) 中国進出の台湾企業の組織化ラッシュ
- 3 中国の「台資企業協会」の位置づけ、管理及び組織の運営
 - (1) 中国政府の民間組織の「二重管理体制」の方式
 - (2) 中国社会团体の「二元構造」の特色
 - (3) 中国政府の「台資企業協会」に対する管理体制
 - (4) 中国における「台資企業協会」の組織運営
- 4 中国における「台資企業協会」の機能分析
- 5 おわりに

1 はじめに通商による平和攻勢への転換

中国政府は、1979年1月1日から開かれた全国人民代表大会常務委員会において、台湾の同胞に訴えかける声明文「告台湾同胞書（台湾同胞に告げる書）」を公表した。これを境として、台湾に対する基本的方針が「武力解放台湾」とスローガンを掲げて武力による解決を図ろうとする方針から、「一國兩制、和平統一」とスローガンを変更し、主権国家の枠組みの内である程度の自治や国際参加を許容する一国二制度と平和的手段を以って統一しようとする方針に変わった。⁽¹⁾

また、1980年1月16日、当時の國務院副総理である鄧小平氏は、中国共産党中央紀律委員会（中央紀委會）で、「経済建設を中心とする」「国家

の統一」及び「反覇権主義」の「80年代三大任務説」について発表し、国家の統一と経済建設、並びに改革・開放政策の関係を明確にして台湾に平和攻勢をかけた。⁽²⁾

中国政府において対外発展志向型経済の沿海部発展戦略が確定した。台湾では戒厳令が解除された。これによって、台湾の資本を吸収することが、たちまち台湾に対する工作の重要なポイントとなった。1998年には、国務院から台湾企業の中国に対する投資を奨励するための「關於鼓勵台灣同胞投資的規定（台湾同胞の投資の奨励に関する規定）」が公布された。これは、台湾企業に、その他の国の企業に比してさらに優遇された投資条件を提供するのみならず、投資の形態、投資の場所、土地の取得、譲渡・承継、財産権の保障、利潤の国外送金、輸出入免税措置、もしくは台湾資本の企業の協会設立認可等の各項にわたり、台湾企業の便宜を図るものである。⁽³⁾ 次いで、中国政府は、台湾経済の中国経済に対する依存関係が深まることを期して「中華人民共和國台灣同胞投資保障法（中華人民共和国における台湾同胞の投資保障法）」・「台灣同胞投資保護法實施細則（台湾同胞投資保護法施行細則）」・「對台灣地區貿易管理登記辦法（台湾地区に対する貿易管理に係る登記規定）」・「台灣海峽兩岸間航運管理辦法（台湾海峡を挟む兩岸の間の運輸規定）」などの経済関連法規を陸続と公布し、「以經促政（経済交流から政治を動かす）」「以商圍政（ビジネスを促進して既成事実を築き、政治上の問題解決を図る）」「以通促統（通商を以って国家統一を促進する）」などのスローガンを掲げて交流戦略を強化した。

また一方では、台湾企業を利用するとともに、台湾企業の力を強くコントロールすべく、「關於鼓勵台灣同胞投資的規定（台湾同胞の投資の奨励に係る規定）」第18条において、「台湾企業の投資が集中する地区においては、台湾の投資企業は当地の人民政府に台湾資本企業の協会設立を申請することができる」と規定し、台湾の投資企業が各地に協会を設立することを許可した。また、1994年5月全国人民代表大会・常務委員会で可決された「台湾同胞投資保護法」では、第10条において、「同胞である台湾の投資企業の集中する地区においては、法に基づき台湾投資企業の協会を

設立し、その合法的な権益について法律の保護を受けることができる」と規定している。1999年に公布された「台湾同胞投資保護法實施細則（台湾同胞投資保護法施行細則）」では、第26条において、「同胞である台湾投資企業が集中する地区においては、法に基づき台湾投資企業の協会を設立することができる。台湾投資企業協会の合法的な権益、及びその定款に基づく合法的な活動は、法律による保護を受けることができる」と再度規定されている。

これらによって、「台湾同胞投資企業協会」が中国における法的地位を有する代表的な団体となった。

2003年3月に、国務院と民政部が共同で公布した「台湾同胞投資企業協会管理暫行辦法（台湾同胞投資企業協会の暫時的な管理規定）」では、台湾資本の企業協会に対する規制と管理をさらに強めた。

その実、中国政府は各地で起きる台湾企業からの台湾資本企業協会設立要求に対して、当初はこれを拒む猜疑的な態度を取っていた。しかし、中国と台湾の貿易も含む経済交流が継続的に成長するにしたがい、台湾資本の更なる吸収拡大を考慮して立場が徐々に揺らぎ、ついに、深圳において台湾投資企業の協会「台湾同胞投資企業協会（以下、「台資企業協会」という。）の設立を許可することにした。そして、この他にも、北京、広州等で台湾企業に対する指導を行い、類似する台湾企業の組織を相次ぎ設立させた。2004年現在にいたるまで北京・天津・上海・深圳等で約80もの台湾投資企業の協会が設立されている。

註

- (1) 中国の台湾に対する政策過程について、楊潔勉ら「對台政策發展と中国現代化」『世界格局中的台灣問題變化和挑戰』（上海：人民出版社、2002年）58-60頁参照。
- (2) 楊潔勉ら「對台政策發展と中國現代化」『世界格局中的台灣問題變化和挑戰』（上海：人民出版社、2002年）58-60頁参照。
- (3) 陳慶、『中共對台政策之研究』、吳玉山「經濟因素：兩岸關係的基礎」、『抗衡或扞從—兩岸關係新詮：從前蘇聯看台灣與大陸間的關係』（台北：正中書局、1997年）135頁から引用。

2 中国における「台資企業協会」成立の背景とその実態

(1) 台湾企業の中対投資の増加による需要

台湾企業が中国に投資したのは80年代の初期である。それから十余年にわたり着々と成長し、発展を遂げてきた。90年代における台湾企業の中国投資は、次の三段階に分けることができる。

1 発展初期（1989-1992）

この時期は台湾企業の中国投資が少しずつ、かつ着実に発展していった時期である。中国政府は1988年に「国際的大循環」及び「沿海地区経済発展戦略」を発表し、並びに「關於鼓勵台灣同胞投資的規定（台湾同胞の投資の奨励に係る規定）」を公布した。

また、台湾政府は1987年11月2日付を以って、台湾の国民が中国へ親族訪問のために赴くことを認めた。また、台湾企業が第三国、地域を介して中国に間接的に投資することを許可した。

同一時期において台湾企業が中国に投資した金額は90億ドルに達し、投資項目は10,300項目に達した（表1参照）。その中でも福建省と広東省が最も多く、次いで上海、北京、広州、福州、汕頭、南京、泉州、漳州などが挙げられる。当時、台湾企業は規定により第三国、地域を経由して中国に至るルートで投資しなければならなかったが、法人名義で直接商行為を行う台湾企業が日増しに現れ、それと同時に投資期限もそれ以前より長くなり、かつ投資する領域も広がっていった。しかも投資の形式も多様化し、単独資本による経営もあれば、合資による経営も見られた。また、「三來一補」と称する一種の補償貿易（国外の企業が原材料、設備などを提供し、これに加工を行い、加工賃を得る）なども行われていた。

2 急速発展期（1993-1996）

この時期においては、中国で市場経済体制が確立したことと、台湾で一部の製造業の製品について、中国への投資が政府で公式に認可するようになったことが一つの転機となった。

中国政府の「對外貿易經濟合作部」の統計によると、1992年中国が新

表1 台湾企業が中国に投資した金額の統計表

期間	台湾政府公表資料		中国の対外公開資料 (百万ドル)		
	件数	金額 (百万ドル)	件数	協議金額	実際金額
1991	237	174.16	3884	35.37	1105.00
1992	264	246.99	6430	5543.00	1050.00
1993	1262	1140.37	10948	9965.00	3139.00
1994	934	962.21	6247	5395.00	3391.00
1995	490	1092.71	4778	5777.00	3162.00
1996	383	1229.24	3184	5141.00	3475.00
1997	728	1614.54	3014	2814.00	3289.00
1998	641	1519.21	2970	2982.00	2915.00
1999	488	1252.78	2499	3374.44	2598.70
2000	840	2607.14	3108	4041.89	2296.28
2001	1186	2784.15	4214	6914.19	2979.94
2002	1490	3858.76	4853	6740.84	3970.64
2003	1837	4594.99	4495	8557.87	3377.24
2004 (1-5月)	881	2727.94	—	—	—
2003年まで	31151	34308.57	60186	70028.9	36487.82

資料：「兩岸経済統計月報」台湾経済研究院編撰、行政院大陸委員会印刷、2004年5月号。

たに投資を認可した台湾資本の企業は6,430社であって、協議金額は55.4億ドルであった。1993年には、投資項目が1万項目を超え、協議金額も100億ドルに達して好調に成長していった。しかし、1994年に千島湖事件（中国浙江省杭州市淳安县にある千島湖の遊覧船で台湾からの観光客一行24名と遊覧船乗員6名の32名全員が武装強盗に殺害された上に放火された事件）が起きると、この影響を受けて台湾企業が中国に投資する項目及び金額がやや下がり、投資項目は6,247項目、協議金額は53.97億ドルとなった。また、1995年、1996年には台湾の李総統訪米、及び中国が行った軍事演習、ミサイル試射等の事件の影響を受けて、台湾海峡兩岸の関係

が悪化していった。その結果、台湾企業の中国への投資項目は減少の一途を辿ったが、その金額は逆にやや増加した。

この時期における台湾企業の中国進出には6つの明らかな傾向が見られる。これらの現象を「一広・二深・三高・四大・五久・六全」と称する。すなわち、「広」とは、台湾企業が投資する地域の拡大を指し、「深」とは中国と台湾のタイアップ、コンタクトをさらに深いものへと発展させることを指す。また「高」とは台湾資本企業の投資分野における企業のレベル向上を指し、「大」とは台湾起業の投資規模、投資金額の拡大、「久」とは投資期限の延長、「全」とは、台湾企業が生産のアップストリーム、ダウンストリームも含めた連鎖企業全体に対して共同投資するよう徐々に発展することを指す。

1992年、1993年に至ると、台湾企業の中国投資はピークに達し、1994年、1995年、1996年以後は、政治や経済的な環境に影響されて、伸び悩み傾向が見られる。

3 大企業の中国進出期（1997-2002）

この時期は、台湾政府の中国との経済交流を規制する「戒急用忍政策」や、アジア通貨危機などによって台湾企業の中国への投資項目と金額がやや下降したが、2000年以降は回復の兆しが見られた。

この時期の最大の特徴は、台湾の大企業が続々と中国に投資し、工場や研究開発センターを設けた点にある。しかも、これらが一定の地域に集中するという現象が見られた。この時期における台湾企業の投資は、長江デルタ地帯（上海—蘇州—崑山—浙江）と、珠江デルタ地帯（深圳—東莞—廣州）一帯に集中していて、ハイテク産業の大企業による投資が目立った。

例えば、台湾の電子、情報産業は、2000年初めごろから中国、台湾のWTO加盟を見越して、中国でのビジネスチャンスを掴むために次々と有利な地点を占拠して工場を設けた。これに加え、中国政府は各省、市のハイテクパークから台湾の上場企業を度重なり誘いかけた。このため、ハイテク産業の中国進出が一種のブームとなり、中でも上海に隣接する江蘇昆

山、蘇州、呉江等の地域は、特に中国に進出した台湾ハイテク企業の人気の的となった。

(2) 中国進出の台湾企業の組織化ラッシュ

台湾企業の中国進出が日増しに拡大するにつれて、台湾企業、台商組織設立による権益確保が意識され始め、中国、台湾の両政府は、それぞれ台湾企業に協力を与え、自陣に取り込もうとした。

1990年3月、中国最初の台湾資本企業の協会が「台湾事務辦公室」の主導によって北京に設立された。この中国で最初に設立された台湾資本企業の協会である「台資企業協会」の呉昌明会長によると、当時なぜこのような組織が設立されたのかといえ、客観的にみて、各分野における台湾企業の力を整合し、互いに助け合う必要があったためであった。それとともに、中国政府の「台湾事務辦公室」の後押しがあったからとのことである。また、呉昌明氏によれば、1989年10月に「北京市台湾事務辦公室」主任の陳斌発氏が、北京の台湾同胞接待センター（哈德門飯店）で宴会を催し、北京に投資している一部台湾企業を招待したが、その席上で出席者と討論を行い、北京市に台湾資本の企業協会を設立させる構想を発表したとのことである。その後、約半年間設立の準備に奔走した結果、1990年3月24日「台資企業協会」なる組織が誕生した。この「台資企業協会」の設立には客観的なニーズだけでなく、「台湾事務辦公室」の力も一つの鍵であったことは、誰の目から見ても明らかである。

同じ時期、台湾では政府の「經濟部」は、既に中国進出した企業からの、互いの力を整合して投資の安全を保障したいという要求に応えるため、台湾の工業組合である「中華民國全國工業總會」に対して、地域的な懇親会組織の設立、既存する各産業分野の組合の体制内で懇親会組織を設立させるための委員会(5)の成立について検討するよう委託した。これを受けて、「中華民國全國工業總會」は1991年から92年の間に上海、広東、福建、浙江等における台湾企業の懇親会を設立した。しかしながら、中国政府はこのような動きを忌み嫌い、当地の地方政府は、係る動きに対抗して

台湾主導の企業懇親会を排除しようとした。このため、当時「中華民國全國工業總會」が組織した懇親会は、そのほとんどが台北で設立を発表せざるを得なくなり、その活動も中国で行うことができなかった。

台湾政府と「中華民國全國工業總會」の係る動きは、中国政府の注目を集めたが、やがて台湾企業の組織の重要性が見直されるようになっていった。1991年から1993年にかけて、中国政府の「台湾事務辦公室」の主導で、当時の特定行政区であり、台湾企業の投資が集中した地域である海南、汕頭、廣州、肇慶、廈門、湖北、珠海、東莞、莆田、中山の10箇所に企業協会が設立された。また、台湾企業の中国各地における経営の広さと深さを高めるために、「台湾事務辦公室」は、自発的に発生した台湾資本の企業教会に対して、これを排除しないという態度を取るようになった。

その後15年経ち、台湾企業は中国の各地に様々な規模の団体、組織を持つようになった。台湾、中国との交流に係る実務を取り扱う台湾の財団法人「海峡交流基金会（Straits Exchange Foundation, SEF）」の統計によれば（表2、中国各地における台湾企業協会分布一覽表参照）、台湾企業の協会はずでに80団体が設立されていて、会員数は2000社近くになる。これは中国に投資する台湾企業総数の約3分の1になる。

中国が台湾企業を指導して「台資企業協会」を成立させるのと同時に、台湾においても中国に投資する台湾企業を指導して台湾企業の懇親会を設立し、その力を整合させることを期して、1991年から1992年にかけて、「中華民國全國工業總會」により上海、廣東、福建、浙江等で台湾企業の懇親会を設立した。しかし、係る動きを中国政府が忌み嫌い、当地の地方政府は、いずれもこれに対抗して台湾主導の台湾企業懇親会を排除しようとした。よって、台湾主導の台湾企業懇親会は、そのほとんどが台北で成立を発表せざるを得ず、中国で何ら活動をも行うことができなかった。

これに対して、「台資企業協会」の影響力は、台湾企業懇親会を上回っている。その原因は、一つには「台資企業協会」は中国政府が認める唯一の合法的な組織であって、法律上の効力を有している点にあり、一つに

表2 大陸各地台資企業協会地区分布一覽表

地区別	協会名称	数	備考
華南地区	深圳、花都、海南、汕頭、廣州、廈門、珠海、東莞、莆田、中山、惠州、三亞、漳州、福州、清遠、佛山、泉州、肇慶、江門、河源、湛江、梧州、茂名、盟城、福清	25	二番目に多い
華中地区	武漢、上海、寧波、蘇州、九江、無錫、南通、南京、杭州、昆山、南昌、長沙、揚州、徐州、常州、鎮江、溫州、義烏、陽江、泰州、張家界、合肥、紹興、嘉興、宜昌、常熟、襄樊、吳江、湖州、江陰、鞍山、鹽城	32	最多
華北地区	北京、天津、泰安、保定、鄭州、唐山、青島、石家莊、濟南、西安、煙台、威海	12	
東北地区	長春、瀋陽、大連、吉林	4	
西南地区	重慶、南寧、桂林、成都、昆明、北海	6	
西北地区	蘭州	1	最少
小計		80	

(2004年6月著作)

は、「台資企業協会」という組織の性質、及びその運営方式がすでにある程度の形を具えてきており、しかも各地の「台湾事務辦公室」の支持によって豊富な人脈が活用できる点にある。両組織を比較してみれば、「台資企業協会」の優勢は明らかであって、台湾企業懇親会は当地の法律による認可と「台湾事務辦公室」の支持が得られない状況下において、徐々に台湾に撤退して運営せざるを得なくなっている。

「台資企業協会」が「台湾事務辦公室」の支持を得て成立されてゆくとともに、台湾企業が自発的に組織化して行った結果、目下中国各地で80を超える協会が設立されている。その設立の時間と地域的な分布は表2、表3に開示するとおりである。設立の時間についていえば、1995年の設立が14団体と最も多く、次いで1994年の10団体、1996年の8団体。地域的な分布については、華中地区が32団体と最も多く、次いで華南地区の25団体で、最少は西北地区の1団体である。

表3 台資企業協會設立時期一覽表

年別	団体数	協会名称
1990	3	北京、深圳、花都
1991	2	海南、汕頭
1992	3	廣州、煙台、廈門
1993	6	武漢、珠海、東莞、莆田、中山、長春
1994	10	惠州、三亞、天津、揚州、重慶、蘭州、上海、漳州、福州、南寧
1995	14	桂林、成都、清遠、瀋陽、寧波、蘇州、泰安、佛山、九江、石家莊、昆明、順德、保定、泉州
1996	8	無錫、徐州、肇慶、江門、鄭州、盟城、鎮江、唐山
1997	2	南通、青島
1998	4	南京、杭州、大連、昆山
1999	5	常州、南昌、西安、濟南、湛江
2000	4	河源、茂名、長沙、梧州
2001	2	北海、溫州
2002	4	義烏、陽江、泰州、威海
2003	6	合肥、張家界、紹興、宜昌、嘉興、常熟
2004	6	襄樊、福清、吳江、江陰、鞍山、湖州

(7)
(2004年12月郭瑞華)

註

- (4) 王緯中「北協龍頭誰當 關鍵仍在台協」中国時報(台北)2003年6月11日号A13版参照。
- (5) 全国工業総会『籌組台商聯誼組織相關問題研究報告』(1991年)2頁参照。
- (6) 許惠祐主編『台商大陸生活手冊』の附表一(海基會)2003年5月号121-126頁。
- (7) 郭瑞華『中共対台工作組織体系概論』(法務部調査局、2004年)215-222頁参照。

3 中国の「台資企業協会」の位置づけ、管理及び組織の運営

(1) 中国政府の民間組織の「二重管理体制」の方式

中国の民間組織には、「社会团体」（社団と称する）と、「民営非企業団体」の二種類が含まれる。この二種類の社会組織の内、「社団」とは中国の公民が自己の希望に基づいて組織する団体であって、かつ会員の共同の意識を実現するものである。定款に基づいて活動を展開する非営利的社会組織である。「民営非企業団体」とは、事業単位、社会团体、もしくはその他の力と、及び公民個人の非国有資産を利用して、非営利的社会奉仕活動を行う社会組織である。

中国政府は、民間組織に対して特定の管理方式を用いている。最も早くから採用されたのは分割管理体制（「分層管理」と称する）である。しかしながら、1998年10月、国務院が「社会团体登記管理条例」を公布してからは、社会团体に対して正式に二重分割管理体制を打ち立てた。国務院は1998年に再度新規の条例を公布し、この管理体制をさらに強化した。

所謂「二重管理」とは、社会团体は同時に2つの主務官庁によって管理を受けるという体制を指す。一つは登記管理機関であって、他の一つは業務管理機関である。登記機関は民間組織の登記に係る審査を行う。また、関係政策を研究、作成し、民間組織の活動に対して指導と監督の責任を負い、法にしたがって違法行為の摘発、処罰を行う。業務管理機関は民間組織の登記申請、思想政治工作、党組織の構築、財務活動、人事の管理、政策の検討、外交、資金援助の受付などの問題について責任を負う。

簡単にいえば、業務管理機関は日常の業務管理を重点とし、登記管理機関は大きな立場に立った管理と監督の業務を行う。二重管理とは、この業務管理機関と登記管理機関とが責任を負う管理体制を指す。

(2) 中国社会团体の「二元構造」の特色

中国の「社会团体登記管理条例」によれば、国務院に属する民政部は唯一の社会团体登記機関であり、国務院もしくは県レベル以上の人民政府

から授権を受けた組織あって、業種、学科、もしくは業務の範囲内で社会団体の業務を管理する機関である。

同条例第9条では、「社会団体設立の申請は、その業務管理機関の審査と同意を得なければならず、発起人は登記管理機関に申請して設立準備を行うものとする」と規定している。これは、行政、もしくは行政に準ずる性質の主務官庁は、社会団体が法律上成立するための要件であり、前提の条件であることを意味する。行政部門の官庁が行政上の合法性を与えることに同意しなければ、設立準備中の社会団体は法人となるべく申請する資格すらないことになり、法律上の合法性を付与されるなど及びもつかないことである。

上述する「社会団体登記管理条例」は、すべての合法的な社団を政府の直接の監視下に置くため、中国における社団は、そのほとんどが二極構造による二重性格を有する。すなわち、次のとおりである。

- 1 社団の構成は半官半民の二極構造を具える。
- 2 社団の行為は行政システムと自治体システムとによる二重の支配を受ける。
- 3 社団は、通常官庁と民間の二重のルートに頼って、リソースを得ている。
- 4 社団が活動する領域は、社会と政府とが共に認可する交差地帯であって、このため社団はこの二種類のニーズを同時に満足させなければならない。

このように、社団は二重管理体制によって半官半民の二極構造的な性格を具えるようになった。すなわち、一方では二重管理体制によって社団は政府の直接の監視下に置かれるため、完全性を有する独立、もしくは自治的性質を具えることは到底叶わない。また、一方では、畢竟社団は政府の機関ではないため、行政権を有せず、財政の面でも政府の予算を得られるものでもない。したがって、純粋な政府の機関とはいえない。しかしながら、社団は政府の利益を直接損ねる活動を行ってはならない。さもなければ、政府は直接その活動を中止させるか、もしくは即刻取り締まることに

なる。この点が重要である。

（３）中国政府の「台資企業協会」に対する管理体制

2003年４月に公布、施行された「台灣同胞投資企業協會管理暫行辦法（台湾同胞投資企業協會の管理暫時規定）」によれば、「台資企業協会」は中国で登記された台湾同胞の投資する企業を主体とし、法に基づき自らの要望によって組織された社会团体であると定義されている。そして、地方政府の「台湾事務辦公室」の指導を受けるとともに、「台湾同胞投資保護法」、「社会团体登記管理条例」、及び上述する「台灣同胞投資企業協會管理暫行辦法」などの法令の規制を受ける。

１ 「台資企業協会」設立の法的依拠

「台資企業協会」は、「社会团体登記管理条例」の規定に適合しなければならぬのみならず、業務主務官庁の同意を得て認可を受けなければ成立することができない。中国政府の「國務院台灣事務辦公室」（「國台辦」と略称される）は、1988年９月に設立した。その後、各省、市において、台湾事務を取り扱う地方事務所（台灣事務辦公室）が陸続と設立された。これによって、台湾企業協会に関する業務管理機関が正式に確立したことになった。

「北京市台資企業協会」は、初めて中国で成立した台湾企業の組織である（1990年３月）。その法的依拠は、1988年７月に國務院で可決された「關於鼓勵台灣同胞投資的規定（台湾同胞の投資の奨励に係る規定）」である。当時台湾企業の組織を暫時的に「台資企業協会」と称した。1994年４月以降設立された台湾企業の組織は、全国人民代表大会で採決された「台湾同胞投資保護法」を法的な依拠とし、かつ「台資企業協会」を正式な名称とした。また、1999年に公布された「台灣同胞投資保護法實施細則（台湾同胞投資保護法施行細則）」、2002年４月に公布された「台灣同胞投資企業協會管理暫行辦法（台湾同胞投資企業協會の管理暫時規定）」も「台資企業協会」設立の法的な依拠となった（表４参照）。

表4 「台資企業協会」設立に関する法律

法令	制定機関 と時期	内容
「關於鼓勵台灣同胞投資的規定（台湾同胞の投資の奨励に係る規定）」	国務院 1998.7	第18条「台湾企業の投資が集中する地域においては、台湾の投資家は現地の人民政府に『台資企業協会』の設立を申請するものとする」
中華人民共和国台湾同胞投資保護法	全国人民代表大会 1994.3	第10条「台湾企業の投資が集中する地域においては、法に基づき台湾同胞の投資企業の協会を設立することができる。その合法的な権益は法律によって保護される」
社会团体登記管理条例	国務院 1998.9	第2条「本条例で言うところの社会团体とは、中国公民が自らの要望によって設立されるものであって、作られたものであり、その定款にしたがって活動を行う非営利組織を指す」
中華人民共和国台湾同胞投資保護法実施細則	国務院 1999.12	第26条「台湾企業の投資が集中する地域においては、法に基づき台湾同胞の投資企業の協会を設立することができる。その合法的な権益、及びその定款にしたがって行われる合法的な活動は、法律によって保護される」
台湾同胞投資企業協会管理暫行辦法	国務院 2003.3	第2条:「台資企業協会」とは、中国で登記された台湾同胞の投資する企業を主体とし、法に基づき自らの要望によって組織された社会团体を指す」

2 「台資企業協会」の監督機関

「社会团体登記管理条例」、「台湾同胞投資企業協會管理暫行辦法（台湾同胞投資企業協會の管理暫時規定）」等の法令規定によれば、「台資企業協会」業務管理機関は「国務院台湾事務辦公室」及び地方の人民政府台湾事務部門となる。また、民政部と各地の民政部は「台資企業協会」の登記管理機関となる。

基本的に、「台資企業協会」の登記管理機関となる民政部門は、審査と

監督の職責を負うだけであって、原則として協会の業務に干渉しないことになっている。業務管理機関である「国务院台湾事務辦公室」及び地方の人民政府台湾事務部門こそ協会の業務に介入する主務官庁である。「台湾同胞投資企業協会管理暫行辦法」第10条によれば、地方人民政府の台湾事務部門は業務管理機関としての職責を負い、次に掲げる業務と協力を「台資企業協会」に提供する。

- (1) 「台資企業協会」が法に基づいて定款に規定した各項活動を行うよう指導する。
- (2) 「台資企業協会」と当地の使用人民政府の関連部門との連携を図り、関連する活動を催すよう指導する。
- (3) 「台資企業協会」が組織に関連する重要な経済交流活動、協会の業務を行うよう指導する。
- (4) 「台資企業協会」に関連する法律、経済的業務について、組織の養成を指導する。
- (5) 「台資企業協会」が公益活動を行う場合に協力する。
- (6) 「台資企業協会」が業務を行う上で問題が起きた場合の協力、及び会員に経営上、もしくは生活上の問題が起きた場合に協力する。
- (7) その他、必要とされる事項について協力する。

また、「台湾同胞投資企業協会管理暫行辦法」では、台湾からの重要な団体、または人士を接待する場合、設立記念、年度更新もしくはその他祝賀活動を行う場合は業務管理機関に届けなければならない、会費の徴収、寄付金、援助金を受け取った場合には報告義務を有するとも規定している。これは、中国政府の台湾事務部門が「台資企業協会」の業務に深く介入していることを如実に物語るものである。

上述する業務管理機関の権力及び範囲は極めて広いため、社団のほとんどの行為が監視下に置かれる。この業務管理機関については、政府機関による権利の設定を受けた組織が業務管理機関としての資格を有する。このため合法的な社団の全てが政府の直接の監視下に置かれることになり、社団の自主性に大きな影響を与えている。ここから分かるように、中国政府

は行政の改革と開放を標榜しているが、社会の各領域に対する監視は、いささかも緩和されていない。

（４）中国における「台資企業協会」の組織運営

「台資企業協会」の定款を見ると、会員総会を最高権力機構とし、理事、監査役の選任、罷免、定款の改正を行う。また、協会は会員が選出した理事によって構成される理事会を主導機構とする。理事は常務理事を選出し、常務理事によって会長、常務副会長、副会長を選任する。通常、会長の任期は2年で、再選は1回。その他理事、常務理事、副会長及常務副会長は、ほとんどが任期を限定していない。理事会の構成員は共同で協会の業務の企画を行い、会長によって定例会員会議を開催して討議する。理事会の下には秘書部門を設けて協会の業務推進に努めるとともに、経費の使用に係る財務報告を行う。

組織の規模が最も大きい「東莞台資企業協会」を例に挙げると、⁽⁸⁾監査役会まで設けられていて、該監査役会の下に監査役長、監査役が置かれている。同時に会長相談役が設けられていて、これには前任の会長が就任し、協会の業務遂行のためのアドバイスを提供する。

また、「台資企業協会」は秘書部門以外に、業務に基づいて異なる機能を有する委員会を別途組織する。「深圳台資企業協会」を例に挙げると、⁽⁹⁾秘書部門の下に会員事務委員会、公共関係事務委員会、事件調停委員会（特別区事件調停委員会、宝安事件調停委員会と龍崗事件調停委員会を含む）、情報出版委員会、商務諮問委員会などが設けられていて、別途監査役長の主導によって常務副監査役組織がこれら委員会の監督、管理を行い、それぞれの委員会は共同で協会の業務を推進する。

「上海台資企業協会」では、協会本部、秘書部門、及び7つの業務部門を設け、各地区に13の業務委員会を成立させて、最寄りの台湾企業にサービスを提供している。

秘書長、副秘書長は会長によって招聘される。秘書部門は、ほとんど当地の人民政府の台湾事務部門の人員が秘書長、副秘書長を兼任、または専

任し、秘書部門を主導して業務を執行する。給与は、当地の人民政府から支給される。比較的規模の大きい協会は協会の経費で別途台湾籍の副秘書長を招聘し、協会の業務に協力する。さらに、協会は名誉会長、相談役などを設けることが多い。これらは当地の書記、行政の長官、または経済関連事務の官吏が就任し、協会に諮問、会員の問題解決のためのルートなどを提供している。

また、中国政府の対台湾政策の規定によれば、地方レベルの市においても協会を設立することができる。このため台湾企業の集中する地区では懇親会も成立され、地方レベルの市における「台資企業協会」に付属している。例えば「北京台資企業協会」の下には東城、西城、朝陽、豊台、順義、通縣及海澱等の7つの支部が設けられている。⁽¹⁰⁾

註

- (8) 陳偉鴻「東莞台資企業協會會長張漢文」『兩岸經貿』2000年98期31頁。
- (9) 陳偉鴻「江衍雄與深圳台資企業協會」『兩岸經貿』2000年97期16頁参照。
- (10) 海基会「北京台資企業協會概況」http://www.seftb.org/mhypage.exe?HYPAGE=/01/01_1_1_info.asp&tbitd=1 (2002年) 参照。

4 中国における「台資企業協会」の機能分析

中国各地の「台資企業協会」の定款を見ると、⁽¹¹⁾「台資企業協会」は、現地で登記された「台資企業協会」の会員である台湾企業、台湾同胞の団結を図り、互いの交流、協力を促進し、当地の各行政機関との連携を強化して会員の合法的權益を維持し、これを以って企業の発展と経済の繁栄を促進することを主旨とする。その任務は、当地に投資する台湾企業と政府の部門との間において意思の疎通を図り、台湾企業の経営上の問題とニーズを投げかけるとともに、台湾企業と現地の企業との連携、タイアップに協力し、会員間の交流を深め、台湾企業の問題解決等に協力することなどにある。

2003年3月に公布された「台灣同胞投資企業協會管理暫行辦法」によ

れば、「台資企業協会」の主な業務の範囲は次のとおりである。

- (1) 会員間の親睦、交流活動を展開する。
- (2) 会員に国の関連法規、経済情報等に係る相談サービスを提供する。
- (3) 会員と当地の地方政府の関連部門との連携を図り、会員の生産、経営などに係る意見、提案、要求を投げかけて、会員の合法的な権益を保護する。
- (4) 当地と台湾との経済交流、協力を促進する。
- (5) 社会的な公益活動を行う。
- (6) 会員の業務、生活の面での問題の解決に協力する。⁽¹²⁾

定款、任務及び業務の職務から見ると、「台資企業協会」の台資企業協会の機能は次に掲げる各項の面に見られる。⁽¹³⁾

- (1) 台湾企業サービスセンターとして協会と台湾企業である会員との間の親睦を深める。

例えば、会員の問題解決に協力し、ビジネス情報を提供し、当地の地方政府に問題を投げかける。

- (2) 台湾事務部門の連絡窓口として協会と当地の地方政府との間の連携を図る。

例えば、台湾企業の動向とニーズを把握し、当地の法規、経済、政府の企業募集の情報などを提供する。

- (3) 経済、社会発展促進センターとして協会と当地の社会との交流を深める。

例えば、公益活動を行い、当地と台湾との経済交流、タイアップを強め、当地の繁栄を促進する。

協会の主要な業務は、通常次に掲げる各項を包含する。⁽¹⁴⁾

- (1) 会員である企業と政府の関連部門との意思の疎通を図り問題解決に努め、台湾企業の合法的権益を保障する。
- (2) 協会の業務を発展させて会員を吸収する。協会の秘書部門の機能を強化し、制度を構築して電子化された管理を行い、協会の業務

をさらに制度化する、台湾企業に対するサービスを確実なものとする。例えば、東莞・蘇州の協会では、すでに協会専用のホームページを開設している。「東莞台資企業協会」では「すぐやるセンター」を設けて、最も整備されたサービスを提供している。

- (3) 企業自身の利益に関わる政府の政策が緊急に発表された場合は、会員に真っ先に通知する。
- (4) 協会内部の刊行物を発行する。例えば機関誌、会員名簿、最新法規、協会活動の実態、台湾企業の生活などの報道である。

東莞・蘇州・江門・佛山・福州・鎮江・深圳・杭州・上海・昆山・瀋陽・莆田などの協会では、いずれも機関誌を出版している。会員名簿を出版している協会には深圳・花都・海南・汕頭・廣州・廈門・武漢・珠海・東莞・中山・惠州・三亞・重慶・上海・漳州・福州・南寧・桂林・成都・清遠・寧波・蘇州・佛山・昆明・保定・泉州・肇慶・鄭州・南京・大連・杭州・昆山・江門などを含む⁽¹⁵⁾33以上の地区が挙げられる。
- (5) 球技の大会、バーベキュー・パーティー、食事会、ピクニックなどの活動を行い、会員間の親睦を深める。
- (6) 芸術、文化活動を催し、台湾企業のメンタルライフの領域においてもグレードアップを図る。
- (7) 不定期に台湾、中国の専門家を招き、会員との座談会、養成講座などを行う。
- (8) 婦人会、または婦人委員会を設立して料理教室、活花教室などの活動を行い、台湾企業家の配偶者、または台湾の女性企業家との交流を図る。東莞・蘇州・福州などの協会ではすでに実行されている。
- (9) 完全な財務公開制度を推進し、協会の財務の透明性を高める。
- (10) 協会会館の建設準備。廈門・瀋陽・海南などの協会等では、すでに完成している。その他、昆山・上海などの協会でも、協会会館の建設を重要な項目としている。

- (11) 公益活動を行い、台湾企業のイメージアップを図る。例えば寄付（公益活動の対象は当地に限らず、1999年の台湾921震災、被災地・南投県の小学校建設、2001年の台湾Nari風災、サーズ予防などを含む）、献血、地域の美化、文化、体育の催し物など。
- (12) 当地の地方政府と台湾の協力関係を促進して、台湾、中国の親睦を深め、台湾海峡を挟む兩岸の架け橋の作用を発揮する。
- (13) 当地の政府の官吏を相談役に招聘し、定期的な座談会を行って台湾企業の経営上の問題解決に反映させる。例えば当地の労働局座談会では、台湾企業の従業員の老後保険に関する実行上の困難の解決などの問題を取り扱う。
- (14) 台湾企業の製品を互いに理解し、会員間の人脈を拡大してビジネスチャンスを広げる。例えば市場拡大シンポジウム、企業創業と製品の発表会などを行う。協会のトレーディングセンターを開設してビジネス情報を提供するなど。
- (15) 台湾、中国各地の官庁の要職、または重要な団体を接待する。
- (16) 台湾に帰国して各項の大規模な懇親会、座談会などの催し物に参加し、中国における台湾企業の問題を反映し、政策関連情報を集め、友好的な関係にある懇親会などと親睦を深める。
- (17) 対外的な視察活動を行う。国内のその他地域の協会、もしくはその他の国の台湾企業による商会と交流する。例えば、蘇州の協会では韓国に視察団を派遣して交流を行い、情報交換のみならず、協会の影響力を拡張させた。

呂鴻徳、林耀欽両教授の「全球台商組織運作功能與組織間發展策略之研究（全世界的な台湾企業の組織運営機能と組織間の発展戦略に係る研究）」⁽¹⁶⁾によれば、世界各国の台湾企業による商会の組織は、十余項目にわたる構成面を有する。台湾企業の商会が有する組織の機能と運営の現況を了解するために、筆者は中国の「台資企業協会」の重要な業務について、前述する両教授の基準に基づきこれらを帰納し、まとめてみた。ここから分かるように、世界的な台湾企業商会であろうと、中国各地の「台資企業協会」で

あろうと、その趣旨は現地に投資する台湾企業への協力にあり、構成面もほぼ同様であった。これについては以下の表を参照とすることができる。

当然のことながら、中国の「台資企業協会」の業務は多岐に分かれるため、上記の分類、主要業務の記述は、その輪郭を描いただけあって、実際に展開される活動はかなり広い面を持つ。台湾、中国の政治が硬直した現在の状況下において、中国の「台資企業協会」は世界各国の台湾企業による商会に比して、さらに特殊な歴史的背景を負っているといえる。そして、台湾企業の全世界的競争力を高める契機となるべく、さらには台湾、中国の連携を推し進めるという使命を担っている。

表5 中国各地の「台資企業協会」機能一覧表

属性	機能（構成面）	主要業務	備考
対内	投資安全の保障に係る協力	会員である企業と政府の関連部門との意思の疎通を図り問題解決に努め、当地の政府の官吏を相談役に招聘し、定期的に座談会を行い、当地の政府と台湾との連携を強め、企業自身の利益に関わる政府の政策が緊急に発表された場合は、会員に真っ先に通知する。	
	市場のビジネス情報の提供	会員名簿の刊行、対外視察団の派遣。市場拡大シンポジウム、企業創業と製品の発表会などを行う。協会のトレーニングセンターを開設してビジネス情報を提供する。協会会館を建設して展示会などを行う。不定期に台湾、中国の専門家を招き、会員との座談会、養成講座などを行う。	
	当地の台湾企業の好ましい印象を維持する。	公益活動を行う。募金、資源の醸出、文芸活動などを当地の学校と共催するか、協会自身で催す。コミュニティとの協力。台湾企業のイメージアップを図り、好ましい印象を維持する。	

	交流親睦活動を主催	対外視察団の派遣、友会団体の訪問の接待、球技大会、バーベキュー・パーティー、食事会、ピクニックなどの親睦活動を行う。芸術活動を催す。協会会館を建設して親睦活動の場を提供する。婦人会または婦女委員会を設立して、料理、生け花教室などを開催する。	
対外	アクシデントの処理に係る協力	不定期であるが、協会の業務には通常アクシデントの処理の協力を含む。例えば人身の安全、救難活動など。但し、多くの協会、台湾企業は、悪しきを隠し、良いことのみを公表する傾向にあるため、係るアクシデントの処理については通常語らない。	非公開
	緊密な政商関係を築く	台湾、中国各地の要人、団体の接待。台湾に帰国して大規模な懇親会、座談会に出席する。当地の地方政府と台湾との連携を強める。	
	台湾政府のリソースを獲得する	台湾に帰国して台湾政府との連携を強める。	
	コミュニケーションのルートを制度化する	現地政府官吏を顧問として招聘し、定期の座談会を行う。台湾に帰国し、帰国して大規模な懇親会、座談会に出席し、深いディスカッションを行う。	
	台湾企業のニーズを反映させる	現地政府官吏を顧問として招聘し、定期の座談会を行う。台湾に帰国し、帰国して大規模な懇親会、座談会に出席する。	

(17)

資料：許淑幸2003年6月

註

- (11) 中国各地台資企業協会組織章程参照。
- (12) 蔡宏明「台資企業協会管理辦法對兩岸關係的影響」歐亞研究通訊6卷5期12-14頁（2003年5月）参照。
- (13) 許淑幸、「大陸台商協會在兩岸互動的角色研究」展望與探索雜誌（台北）1卷9期44頁（2003年9月）参照。

- (14) 陳偉鴻「台資企業協会会長人物インタビュー」『兩岸經貿』2000年から2003年（不定期発表）各期参照。
- (15) 海基会は、2000年、33の台資企業協会の名簿を収集し『大陸地区台商会員名簿』を出版した。従って、現在、協会数は倍増していると考ええる。
- (16) 呂鴻徳＝林耀欽「全球台商組織運作功能與組織間發展策略之研究」『全球華人經濟力現況與展望』国際学術検討会2000年9月29日、<http://www.ocac.gov.tw/dep3topicpublic.asp?selno=2635&topage=4>。
- (17) 許淑幸「大陸台商協会在兩岸互動的角色研究」展望與探索（台北）1卷9期45-46（2003年9月）参照。

5 おわりに

近年、台湾企業の中国進出は、以前に比して企業数が下回る。但し、投資金額とその規模は例年を上回る。しかもほとんどが電子・情報産業に集中している。ここから明らかなように台湾企業の西進の歩みは決して速度を落としていない。将来、大企業が「台資企業協会」に加盟して運営に参加するであろう。そうなれば、「台資企業協会」の役割と機能もますます重要になってくる。最近の関連資料でも明らかなように、中国政府は「台資企業協会」が企業を誘致し、資本を集めるなかで果たした作用をますます重要視して、今後は更に多くの任務と要求が課せられるであろう。

「台資企業協会」の重要性が日増しに高まるにつれて、協会の果たす台湾企業の問題解決、台湾企業と当地政府との間における意思の疎通などの機能も大きな評価が得られるようになった。

ただし、「台資企業協会」は二重管理体制と半官半民の二極構造による制限を受けるため、その提供するサービス、コミュニケーションの機能はある程度の干渉を受けている。

中国の社会团体は二極構造の制限を受け半官半民の性質を有するため、その自主性を100パーセント発揮するよう要求することは難しい。「台資企業協会」にしても同様の状況に面している。但し、中国各地における「台資企業協会」の発展から見れば、地位的な格差を有することに気づくであろう。中国大陸を南に向かうにつれて「台資企業協会」の活動は活発

になって行く。その運営も比較的自主性があり、果たす機能も強いものがある。当然のことながら、これは当地の「台資企業協会」の思考方法とやり方にも密接に関連する。

資金の供給源と主導部の任命という二つのパラメータによって、社会团体が自主性を有するか否かを判断できるとのことである。⁽¹⁸⁾ 資金の供給について言えば、「台資企業協会」の資金は会員の納める会費、もしくは会長、副会長、理事などの幹部の寄付を主要な供給源とする。この点からみれば、中国政府の台湾事務部門は、少なくとも経費を利用して協会の運営を牽制することはない（ただし、中国政府の台湾事務部門は、各地の「台資企業協会」の会員数、実力などの条件に基づき、かなりの額の予算を組んで経費の補助金を提供しているようだ。また、「台資企業協会」の会長に一定数のビジネスチャンスを分配し、「台資企業協会」の運営の補助としているとのことだ）。

指導部の任命について言えば、中国政府の台湾事務部門の影響力は過去からずっと顕在している。「北京市台資企業協会」においては、1994年度の第三期会長改選に台湾事務部門が明らかに介入している。2003年度の第六期会長改選についても、台湾事務部門の介入の影が見られた。実際には、中国各地の「台資企業協会」は、事実上、各地の台湾事務部門の介入を大なり小なり受けている。ここから明らかなように、台湾事務部門は協会の幹部選任にある程度の影響力を有している。一般に、指導部を任命する方式は台湾事務部門が中心となって行われるため、「台資企業協会」と中国政府との関係はかなり密接している。仮に「台資企業協会」内部において、組織の下層が上層部を選任できれば、その自主性は強くなる。

一般に、「台資企業協会」の提供するサービスは多くの会員から好ましい評価を得ている。但し、問題解決の能力については評価が分かれている。協会の経費には限りがある。専門職の人的資源も不足しているという状況下であって、サービスの質は良かったり悪かったりである。協会幹部の協会の業務に対する積極性については、その考え、熱意の度合いによって業務に影響を与える重大な要素となる。また、協会自体について、知名

度が足りない、機能の健全性に欠けるなどの欠点は、自身で改善すべき所である。中国に投資する台湾企業がますます増える状況下において、「台資企業協会」は、将来異なる分野の産業における台湾企業のさらに多くのニーズに対応できるか否かが、一つの試金石となるであろう。

中国政府が公布した「台湾同胞投資企業協会管理暫行辦法」の目的は言うまでもない。一部の条文のあからさまな政治化傾向は注目に値する。特に、同法が公布されてからの台湾事務部門の「台資企業協会」に対する介入は、その形態の正常性と合法性が更に強化されて、将来の「台資企業協会」の発展の方向性に大きな影響を与えるか否かについては、評価が待たれるが、但し、中国政府が「台資企業協会」の業務を積極的に監視してコントロールしようとしていることは明らかである。将来「台資企業協会」は更に多くの熱心な会員の力を結集し、組織を更に制度化してゆかなければ、台湾事務部門の監視はますます広がって行き、協会の自主性はますます取縮して行く。

台湾政府の中国における「台資企業協会」の位置づけは、2004年の総統選以後微妙な変化が起きている。この選挙において民進党の候補者である陳水扁氏は、投票数が国民党、親民党両党の推す候補者を僅かに上回っただけであった。そこで、中国政府は台湾問題の政策において台湾独立に反対する態度を積極的に表すようになった。これには一連の「綠色台商（民進党シンパの台湾企業）」に対する厳しい取締り、融資、資金借入れの厳しい縮小、課税問題などが挙げられる。「重慶台資企業協会」の陳一筓会長の言によれば、中国では2006年に至るまでに各地の「台資企業協会」の組織を安定させ、如何なる状況の発生をも許さないと命令が下った⁽¹⁹⁾。最近、「重慶台資企業協会」では会長の改選が行われたが、選挙の結果を台湾事務部門に報告しなければならず、会長、副会長、理事、監査役などの重要幹部は台湾事務部門の幹部がリストに基づいて厳格な検査を行い、背景に民進党寄りの傾向がある台湾企業は、「台資企業協会」の要職から一律排除された。以前、会長の改選は、このように厳しく執り行われたことはなく、台湾事務部門に届けるだけで容易に査定され

ていた。

かかる状況が発展すれば、「台湾同胞投資企業協会管理暫行辦法」の規定もあいまって、台湾からの重要な団体、または人員を接待する場合は当地の業務管理機関に必ず届けなければならず、設立記念、年度更新、もしくはその他祝賀活動を行う場合も業務管理機関に届けて許可を得なければならなくなる。また、地区を跨いで活動を行う場合は業務管理機関から上の主務官庁に報告し、その許認可を得なければならないなどの規定が適用されることになる。すなわち、「台資企業協会」は位置付けと自主性に欠けるという両方面において大きな挑戦を受ける。台湾、中国両政府の特殊性と、「台湾同胞投資企業協会管理暫行辦法」第11条第1項の特別規定「『台資企業協会』の会長、副会長は一つの中国の原則を遵守し、国家の統一を擁護しなければならない」によって、「台資企業協会」は中国政府の強烈な監視と介入に相对することになる。台湾企業へのサービスを目的とする組織が、国家の統一戦略の意義を含む多極化した組織に発展して行きそうだ。その自主性に係る変化は注目に値する。

通常、中国各地の「台資企業協会」会長、副会長などの指導者は、ほとんどが名義上の務職であって、実際には地方政府の台湾事務部門の官吏が協会の業務に責任を負っている。廈門の「台資企業協会」を例に挙げれば、廈門の台湾事務部門は副主任兼副会長を派遣して協会の指導に参与させている。同時に副秘書長を派遣して秘書長による秘書部門の業務の指導に協力している。⁽²⁰⁾ 協会の経費、人的資源ともに限りがある状況下において、提供されるサービスの質は、会長の指導者としての風格と、幹部グループの業務に対する熱意、積極性によって決まるといえる。このように人的要素の色合いが濃厚であれば、制度を構築することは難しくなる。同時に、中国に投資する台湾企業がますます増え「台資企業協会」が台湾企業の異なる多くのニーズに対応できるか否かも、一つの試金石となるであろう。中国社会が徐々に開放されて行くと同時に、「台資企業協会」も内部において下から上への改革を推し進める力と、これを阻止する力との駆け引きが展開されるであろう。⁽²¹⁾ よって、サービスの質と安定性について

も、引き続き観察する必要がある。

社会がグローバル化する趨勢にあり、台湾企業も変化する必要がある。同時に、中国社会が徐々に開放されて行き、政府の改革を推し進める力と、これを阻止する力との駆け引きの中で、「台資企業協会」の組織の運営も下から上に向かう趨勢に乗って発展すべきである。⁽²²⁾ 民主的な手続きに適合させ、外部からの干渉を減少させ、協会の業務を健全化させることによって、「台資企業協会」の制度化が進み、自主性も高くなる。

台湾企業協会の健全な発展は、協会の業務の承継とサービスの質のいずれに対しても、正面からの補助をもたらすものである。将来に向かい、様々なルートを通じて台湾企業の合法的な權益を保障し、国際的な競争力を高めることは、台湾海峡の兩岸政府ともに望むところである。台湾と中国が直接コンタクトを取り、直接協議を行うことができない状況下において、台湾企業協会の組織が健全であれば、NGOの機能を發揮して、台湾、中国兩方政府の好ましい対話を促進することができる。また、台湾企業協会が兩方政府間の交流において果たす役割は極めて重要であり、経済関係の正常な発展を促すのみならず、将来の台湾、中国の関係改善に正面からの大きな助力を与えることになる。

ただし、中国における政治の趨勢は予測し難いものがあり、台湾企業協会も亦、中国政府から制約を受けており、これに対して台湾政府が提供できるリソースも限られたものでしかない。係る状況下において、中国における台湾企業協会が台湾企業に提供できるサービスを如何にして強化し、また台湾企業が如何にして台湾企業協会と共同で合法的な權益を保障して行くのか、更には台湾企業協会と、台湾、中国兩政府との関係を如何にしてより良好なものにして行くか、熟考に値する課題である。

註

(18) 王名＝劉國瀚＝何建宇『中國社團改革—從政府選擇到社會選擇』（北京社會科學文庫出版社、2001年）234-235頁。

(19) 中央社報導、2004年6月12日、網址：<http://www.epochtimes.com/b5/4/6/12/n566894.htm>

- (20) 陳偉大鴻「溫文有禮 以人為本—廈門台資企業協會吳會長進忠」月刊兩岸經貿138期44頁（2003年）參照。
- (21) 中国 NGO の發展趨勢については、鄧國勝「1995年以來大陸 NGO 的變化與發展趨勢」喜馬拉雅研究發展基金會『兩岸非營利組織學術研討會』（台北市、2002年7月31日）40-42頁參照。
- (22) 鄧國勝「1995年以來大陸 NGO 的變化與發展趨勢」喜馬拉雅研究發展基金會『兩岸非營利組織學術研討會』（台北市、2002年7月31日）35-39頁參照。